

日野町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震時における電気に起因する住宅からの出火による被害から高齢者、障がい者等の生命および財産を守り、安心して生活できる環境を維持するため、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、分電盤に内蔵されたセンサーによって揺れを感知し、ブレーカーを落として電力供給を遮断する分電盤タイプであって一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造および機能を有するものまたは地震によりおもりが落下したり、振り子が作動したりすることで、重力やバネの力でブレーカーを落として電力供給を遮断する簡易タイプのものの2種類の器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置した者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に居住しており、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア 満65歳以上の者のみの世帯

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護状態区分が要介護2以上と認定される者がいる世帯

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級に該当する者がいる世帯

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定され療育手帳の交付を受け、障害の程度がA1またはA2に該当する者がいる世帯

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者がいる世帯

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の住居に取り付ける感震ブレーカーの購入および当該住居に対する取付けとする。ただし、補助対象者の住居を新築する際に取り付けるものを除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の完了した日から起算して1月を越えない日または補助対象事業を実施した日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。この場合において、申請者が自己または同居の者以外が所有する住宅に居住しているときは、当該住宅の所有者または管理者の承諾を得なければならない。

（1） 感震ブレーカー設置補助金事業実績調書（別記様式第2号）

- (2) 第3条に規定する要件を満たすことが確認できるものの写し（交付されている手帳等の写し）
- (3) 補助対象事業に係る費用の明細が分かる領収書および明細書
- (4) 設置した感震ブレーカーの仕様が分かる書類（カタログ等）
- (5) 取り付けた感震ブレーカーの写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1世帯につき1回を限度とする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による交付申請をもって、規則第12条の補助事業等実績報告書の提出に代えるものとする。

（交付決定および交付確定）

第8条 町長は、第6条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、当該申請者に日野町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定および確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町感震ブレーカー設置促進事業補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金に係る帳簿等の保存）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る帳簿および書類を整理し、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。